

鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託
事業者選定プロポーザル 評価基準

審査方法

(1)別紙「鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託提案書評価基準表」に基づき、項目ごとに評価を行い、評価合計点を求める。

(2)評価は、評価の視点に対して6点を基準とし、特に優れているものを10点、明らかに劣っているものを2点とする。ただし、審査項目【2業務内容】のうち、評価の視点【インバウンドや観光需要が喚起されるよう、本市の「伝統文化とものづくり」の側面が国外向けにも分かりやすく発信される提案となっているか。】及び【インタラクティブ機能について、思わずクリックしてみたいくなる仕掛けなど、効果的な提案がなされているか。】の2項目については、特に重要な項目であるため、12点を基準とし、特に優れているものを20点、明らかに劣っているものを4点とする。

(3)見積提案額の評価は、小数点以下を四捨五入したものを得点とする。

(4)審査委員1名につき、評価総合点95点満点とし、その得点を合計し、審査委員の人数で除して、47.5点以上の得点の者を、優先交渉権者候補とする。

(5)上記方法により審査した結果、最も点数の高い者を優先交渉権者として選定する。

(6)最も点数の高い者が複数いる場合は、特に重要な項目である【インバウンドや観光需要が喚起されるよう、本市の「伝統文化とものづくり」の側面が国外向けにも分かりやすく発信される提案となっているか。】及び【インタラクティブ機能について、思わずクリックしてみたいくなる仕掛けなど、効果的な提案がなされているか。】の評価合計点が高い者を優先交渉権者に決定する。

(7)選定した優先交渉権者が決定後に辞退した場合は、次点の者が繰り上がるものとする。

鈴鹿市シティプロモーション動画制作業務委託提案書評価基準表

番号	評価項目	評価の視点	配点
1	業務の理解度、計画性【10点】	提案する内容が、業務の目的、成果等を理解したのとなっており、かつ全体スケジュールは適切か。	10点
2	業務内容【60点】	インバウンドや観光需要が喚起されるよう、本市の「伝統文化とものづくり」の側面が国外向けにも分かりやすく発信される提案となっているか。	20点
		インタラクティブ機能について、思わずクリックしてみたいくなる仕掛けなど、効果的な提案がなされているか。	20点
		ドローン動画、テロップ、BGM等の演出により、視覚的に強いインパクトを残せる工夫があるか。	10点
		提案内容にアイデアや独創性が見られるか。	10点
3	実施体制等【10点】	業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、事業が適切に実施できるか。	10点
4	類似実績【10点】	類似実績等からみて、確実に業務を遂行できる能力を有しているか。	10点
5	見積提案額【5点】	価格評価点 = 配点(5点) × (委託料上限額 - 見積金額) ÷ (委託料上限額 - 最低見積金額) ※小数点以下は、四捨五入する。	5点
			95点